序　計画策定の背景および計画の位置づけ

1　背景と目的

これまでの我が国の住宅政策は、住宅建設計画法の下、住宅金融公庫、公営住宅制度、日本住宅公団(現独立行政法人都市再生機構)等の政策手法を柱とし、住宅建設五箇年計画の着実な実施を通じて深刻な住宅不足の解消や居住水準の向上等に一定の成果を上げてきました。

しかし、住宅ストックの量的充足が図られたことや少子高齢化・人口減少の急速な進展等社会・経済情勢の変化に対応するため、公庫、公営、公団等従来の政策手法について抜本的な改革が行われ、その総仕上げとして平成 18 年６月に『住生活基本法』が成立しました。

この法律では、国民の豊かな住生活の実現に向け、これまでの「住宅の量の確保」から「住生活の質の向上」へと本格的な政策転換を図るため、基本理念や関係者の責務、さらに国民の住生活の「質」の向上を図る成果目標を定める住生活基本計画等を定めています。

この法律に基づく全国計画は平成 18 年９月に閣議決定され、秋田県では平成 19 年３月に『秋田県住生活基本計画』を策定しております。

本市では、平成 14 年３月に『新秋田市住宅マスタープラン』(平成 14 年度～平成 22 年度)を策定し、「快適体感　しあわせ住まいづくり」を基本理念とし、本市の住宅政策の基本となる計画としてその課題解決に向けた施策を展開してきましたが、国や県の動向を参考に、本市が抱える住宅に関する諸課題の解決に向けた新たな施策の展開が必要となっています。

このような背景のもと、市民の住生活の安定確保および向上の促進に関する施策の推進を目的として「秋田市住生活基本計画」を策定するものです。

住生活基本法の基本理念

① 現在および将来の住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成
② 住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成
③ 民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護および増進
④ 低額所得者、高齢者、子育て家庭の居住の安定の確保

2　計画の位置づけ

秋田市住生活基本計画は、住生活基本法で策定が定められている住生活基本計画（全国計画）や秋田県住生活基本計画の内容を参考に、本市の地域特性等に配慮した住宅施策に関する基本計画です。

また、本市の秋田市総合計画の分野別計画であり、秋田市総合都市計画等の分野別の関連計画との整合性を図りつつ、推進する計画です。

■計画の位置づけ

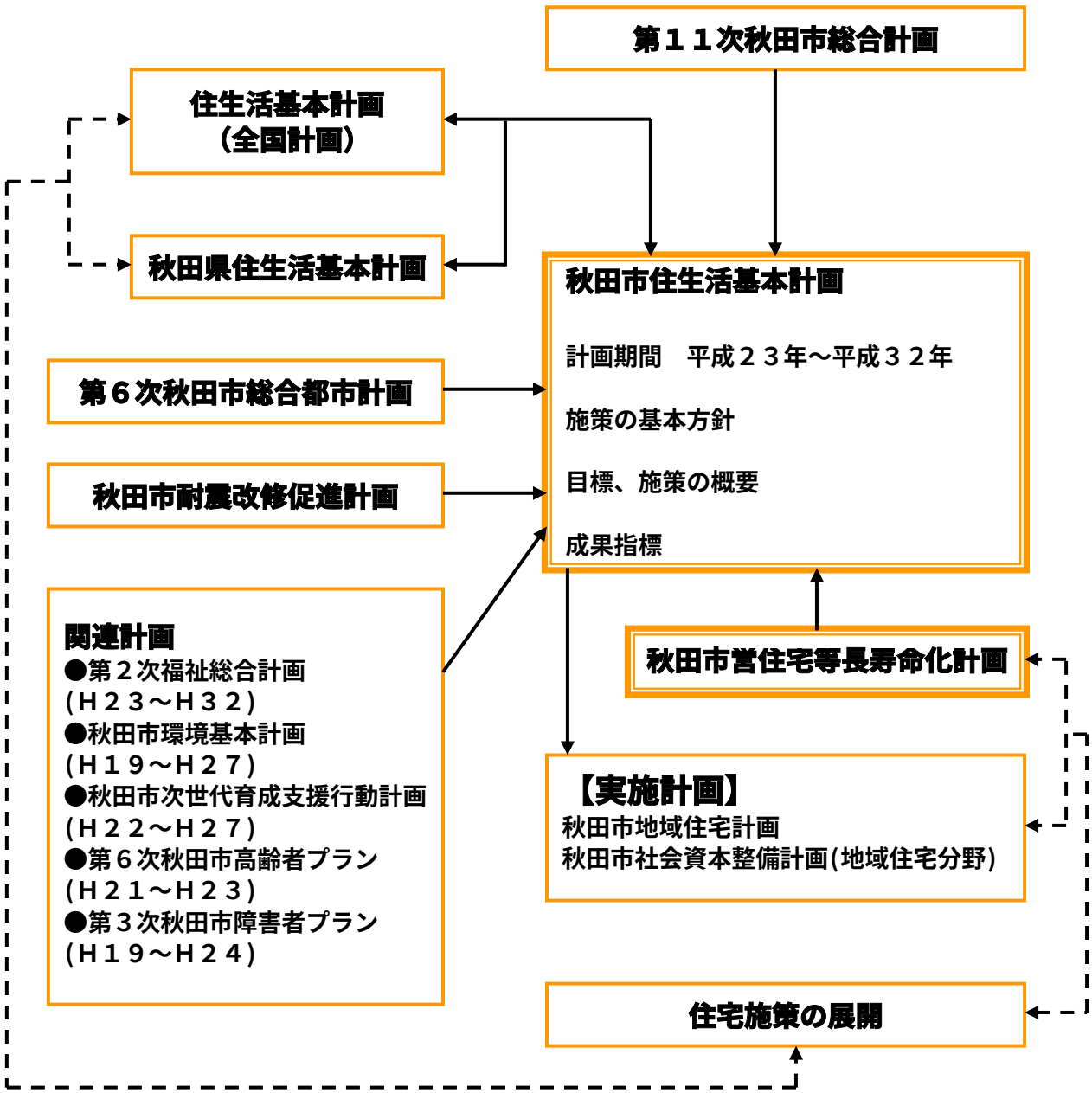

3　計画期間

平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間の計画とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、概ね５年後に見直しします。